

医療・福祉施設食材費高騰対策応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 物価高騰が長期化する中、食材費高騰の影響を著しく受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療施設、児童福祉施設、障がい福祉施設、高齢者福祉施設及び救護施設（以下「医療・福祉施設」という。）を対象として、医療・福祉施設食材費高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給することとし、応援金の支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(支給対象施設等)

第2条 支給対象施設は次のいずれにも該当する医療・福祉施設とする。

- (1) 所在地が愛媛県内にあり、令和5年8月17日時点で運営中の別表に掲げる施設
- (2) 令和5年4月から同年6月までの毎月又は特定の月に、給食費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する施設は、支給の対象外とする。

- (1) 県又は市町
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 県税に未納がある者
- (4) 上記のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

(支給額)

第3条 応援金の支給額は、別表のとおりとする。

(支給回数)

第4条 応援金の支給は、1施設につき1回限りとする。

(申請)

第5条 応援金の支給を受けようとする者は、医療・福祉施設食材費高騰対策応援金申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、医療・福祉施設食材費高騰対策応援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは医療・福祉施設食材費高騰対策応援金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請をした者に通知する。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、応援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(応援金の返還)

第8条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に応援金を支給しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 応援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、応援金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月17日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区分	対象施設	支給単価
医療施設 ※保険医療 機関に限る。	【入所施設】 病院、有床診療所	1 病床につき 3 千円
	【入所施設】 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養 護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム	1 定員につき 3 千円
児童福祉 施設	【通所施設】 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保 育施設	1 定員につき 1 千円
	【入所施設】 施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型 障害児入所施設、短期入所	1 定員につき 3 千円
障がい福祉 施設 ※基準該当、 共生型障害 福祉サービ ス事業所を 含む。	【通所施設】 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支 援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支 援、放課後等デイサービス	1 定員につき 1 千円
	【入所施設】 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、介護老人 福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護 事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅	1 定員につき 3 千円
高齢者福祉 施設 ※医療機関 のみなし指 定を除く。	【通所施設】 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通 所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能 型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 定員につき 1 千円
	【入所施設】 救護施設	1 定員につき 3 千円

(注) 法令に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等
を受理したものに限る。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事
(公 印 省 略)

医療・福祉施設食材費高騰対策応援金支給決定通知書

このことについて、金_____円を支給することに決定しましたので通知します。

なお、医療・福祉施設食材費高騰対策応援金は申請のあった金融機関口座に振り込まれます。引き続き、安定的な地域医療及び福祉サービスの提供にご協力をお願いいたします。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事
(公 印 省 略)

医療・福祉施設食材費高騰対策応援金不支給決定通知書

このことについて、提出のあった申請書の審査を行った結果、誠に残念ながら「不支給」となりましたので通知します。

不支給の理由：